

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内電源設備直流24V充電器盤(A)において、電流計切替スイッチの不良(接点不良)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
2	2号機	原子炉補機冷却系渦流フィルタ(B)差圧計点検時、計器精度(切断差)に管理値外れが認められたため、当該計器を修理。	D	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)において、チューブリークが認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	主排気筒放射線モニタ(B)の電磁弁点検時、「主排気筒放射線モニタ高・高高」の誤警報が発生したため、対応検討。	C	
5	3号機	第一給水加熱器(A)圧力逃がし弁漏洩確認時、ベローズ(ジャバラ)ガスケット部に漏れが認められたため、当該逃がし弁を修理。	D	
6	3号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管に減肉(1本)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
7	3号機	原子炉給水ポンプタービン主油ポンプ(B1)用電動機点検時、部品(ブラケット、油切り)に一部破損が認められたため、当該部品を修理。	D	
8	3号機	主タービントーニング装置油ポンプ用電動機点検時、部品(油切り)に一部破損が認められたため、当該油切りを交換。	D	
9	3号機	主復水器連続洗浄装置(B2)ボール循環ポンプ点検時、電動機冷却フィンに破損が認められたため、対応検討。	D	
10	3号機	原子炉建屋付属棟屋上において、昇降梯子の壁取付部に破損が認められたため、当該梯子を修理。	D	
11	3号機	西側ヤード(変圧器付近)ページング装置において、拡声放送が出来ない(1個)ことが認められたため、当該ページング装置を修理。	D	
12	3号機	安全保護系検出器要素性能(校正)検査実施時、対象計器(原子炉圧力)に判定基準外れが認められたため、検査を中断。	C	
13	3号機	取水設備スクリーン洗浄水吐出圧力スイッチ検出元弁閉操作時、弁ハンドルが折損したため、当該弁を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802